

○さくら市健康づくり推進協議会設置規則

平成17年3月28日規則第103号

改正

平成22年3月18日規則第3号

平成31年3月31日規則第8号

令和元年11月29日規則第22号

さくら市健康づくり推進協議会設置規則

(設置)

第1条 市民の生涯を通した総合的な健康づくり対策事業を進めるため、この規則の定めるところにより、健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の任務は、おおむね次に掲げる事項とする。

- (1) 健康づくりに関する知識の普及及び指導助言を行うこと。
- (2) 健康づくりに関する自主的活動の定着と組織の育成を図ること。
- (3) 市が行う健康づくり推進事業等に対し協力すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

- (1) 保健・医療及び福祉関係者
- (2) 学校教育及び社会教育関係者
- (3) 事業所及び各種団体関係者
- (4) 一般公募

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(顧問又は参与)

第6条 協議会に顧問又は参与を置くことができる。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(幹事)

第8条 協議会に幹事事務局員を若干人置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、協議会の所管事務について委員を補佐する。

(報償)

第9条 委員に支給する報償の額は、年額9,000円以内とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成22年3月18日規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、既に作成された様式で現に使用しているものは、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成31年3月31日規則第8号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規則第22号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。